

# **令和2年度自動車税種別割における身体障がい者等の減免申請期限の延長について**

令和2年5月8日 税務課

標記減免申請期限については、納期限（令和2年6月1日（月））までとされておりますが、このたび新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、下記のとおり令和2年6月30日（火）まで延長することとしましたので、窓口混雑の緩和のため皆様の御協力をお願いします。

なお、5月は窓口での納税、納付相談に来所される方が多く、混雑が予想されますので、極力6月中にお越しいただきますようお願いいたします。

## 記

### ○ 延長対象者

自動車税種別割の減免を申請される方のうち、身体の障がい、知的障がい・精神障がい、又は戦傷病を理由とする方になります。

※ それ以外の減免制度の申請期限については、変更ありません。

また、4月1日以降に障害者手帳を取得された方についても、本延長措置の対象外となります。（減免の対象とはなりませんので、お近くの県税部までお問い合わせください）

### ○ 注意事項

車検が近づいている方については、申請期限にかかわらず、車検を受ける一週間前までにお近くの県税部で申請されるようお願いします。

なお、申請後直ちに納税証明書が必要な場合は、納付をお願いする場合があります。

また、申請手続きが延長された期限を過ぎると、申請月までの税額分（月割）は減免されません。

具体的な申請手続きについては、お近くの県税部までお問い合わせください。